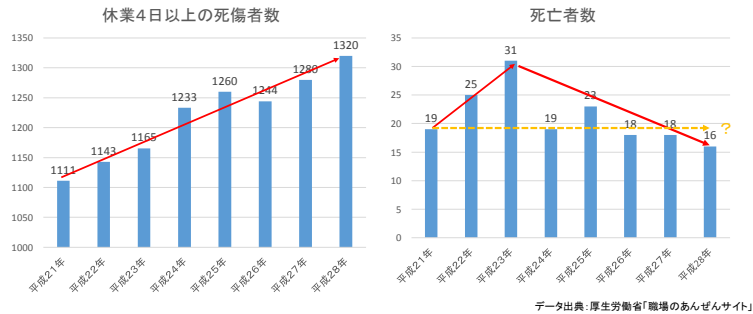


# 基本的安全衛生活動について

## 目次

1. 産業廃棄物処理業界の現状
2. 安全衛生活動のイメージ
3. 安全衛生活動の実際
4. 経営者の取り組むべきこと  
(参考)安全衛生法の抜粋

### 1.1 休業4日以上の死傷者数と死亡者数の推移



### 1.2 度数率と強度率(平成28年)

	全産業	一廃・産廃処理業
度数率	1.63	8.00
強度率	0.10	1.11

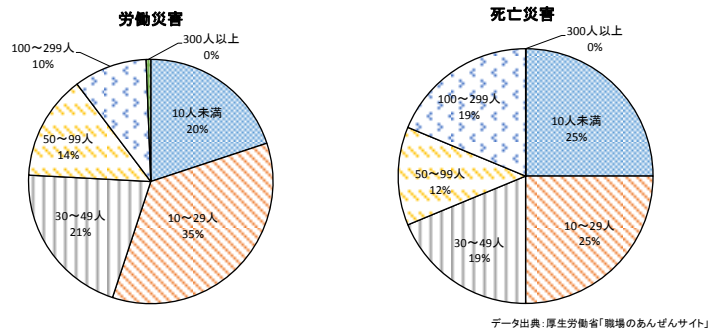
度数率・強度率ともに悪化  
データ出典: 厚生労働省「労働災害動向調査」  
 (※事業所規模100人以上、産業廃棄物処理業のみのデータはなく一般・産業廃棄物処理業の合計)

度数率は全産業は1.6前後で安定、一廃・産廃処理業は改善傾向であったが27年からは悪化  
 強度率は全産業は緩やかに減少、一廃・産廃処理業も減少傾向であったが、28年は大幅悪化

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ労働時間数}} \times 1,000,000 \quad (\rightarrow \text{延べ労働時間100万時間当たりの死傷者数})$$

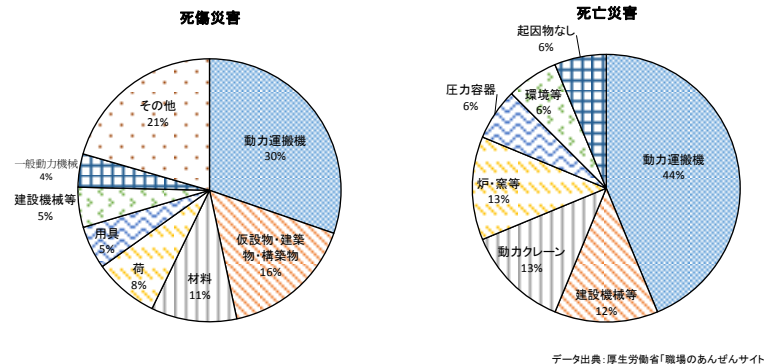
$$\text{強度率} = \frac{\text{労働損失日数}}{\text{延べ労働時間数}} \times 1,000 \quad (\rightarrow \text{延べ労働時間1千時間当たりの労働損失日数})$$

### 1.3 【事業場規模別】災害発生状況(平成28年)



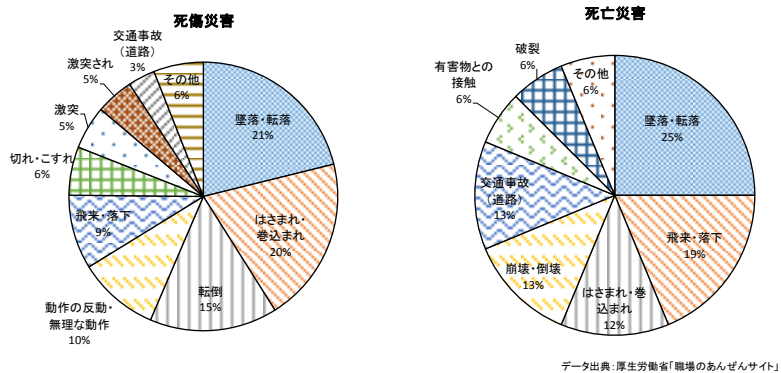
5

### 1.4 【起因物別】災害発生状況(平成28年)



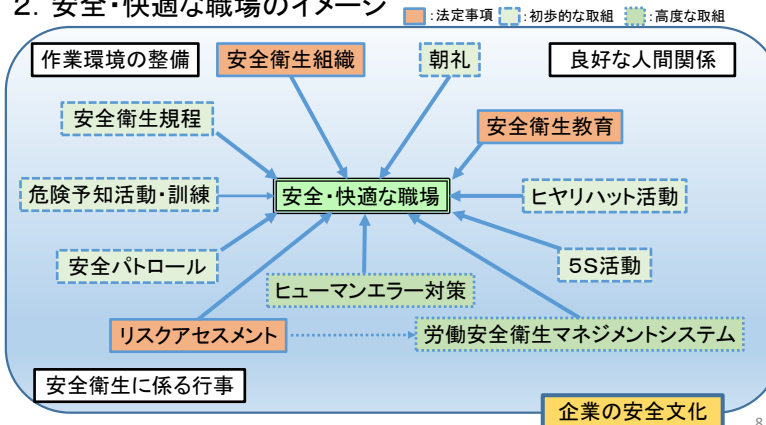
6

### 1.5 【事故の型別】災害発生状況(平成28年)



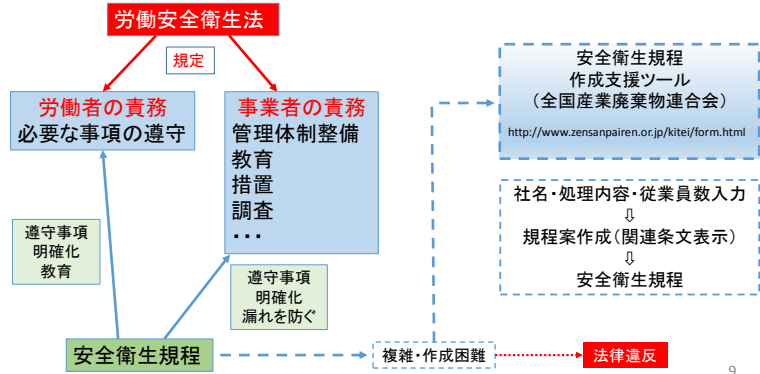
7

### 2. 安全・快適な職場のイメージ



8

### 3.1 安全衛生法と安全衛生規程の関係



9

### 3.2 安全衛生法で決められている事

- ✓事業者の責務
- ✓労働者の責務
- ✓安全衛生管理体制
  - ・総括安全衛生管理者, 安全管理者, 衛生管理者, 安全衛生推進者等, 産業医, 作業主任者
  - ・安全委員会, 衛生委員会, 安全衛生委員会
  - ・安全管理者等に対する教育等
  - ・事業者の講ずべき措置等(機械・爆発物・電気・熱・墜落・粉じん・換気・採光・休養・避難等)
- ✓労働者の就業に当たっての措置
  - ・雇入れ時の教育, 職長等の教育, 就業制限, 中高年者への配慮
- ✓健康保持増進のための措置
  - ・作業環境測定, 作業の管理, 作業時間の管理, 健康診断, 保健指導, 健康教育
- ✓快適な職場環境の形成のための措置

10

- ✓安全衛生改善計画
- ✓使用停止命令等
- ✓法令等の周知
- ✓書類の保存等
- ✓罰則

#### 罰則の例

- ・免許を受けた者又は技能講習終了者から作業主任者を選任し、作業指揮をさせなかった場合  
⇒六月以下の懲役または五十万円以下の罰金
- ・クレーンの運転を資格のない者にさせた場合  
⇒五十万円以下の罰金
- ・総括安全衛生管理者, 安全管理者, 衛生管理者, 産業医を選任しなかった場合  
⇒五十万円以下の罰金
- ・安全委員会, 衛生委員会を設置しなかった場合  
⇒五十万円以下の罰金

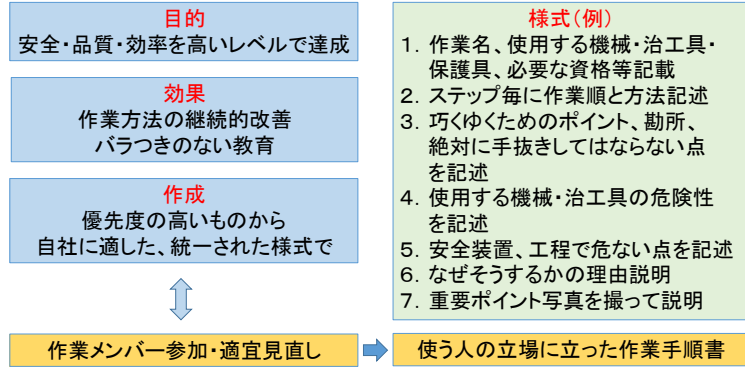
11

### 3.3 会社規模による安全衛生管理組織(産業廃棄物処理業の場合)

労働者数(人)	管理組織
1~9	事業者 (安全衛生スタッフ)
10~49	事業者 (選任・指揮) → 安全衛生推進者
50~99	事業者 (選任) → 産業医 (選任) → 安全管理者 / 衛生管理者
100~	事業者 (選任) → 産業医 (選任) → 総括安全衛生管理者 (指揮) → 安全管理者 / 衛生管理者

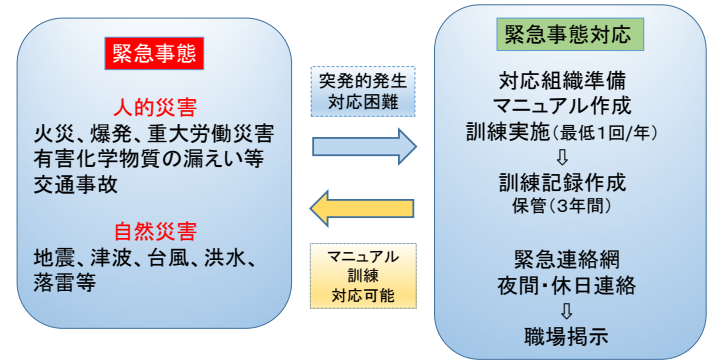
12

### 3.4 作業標準



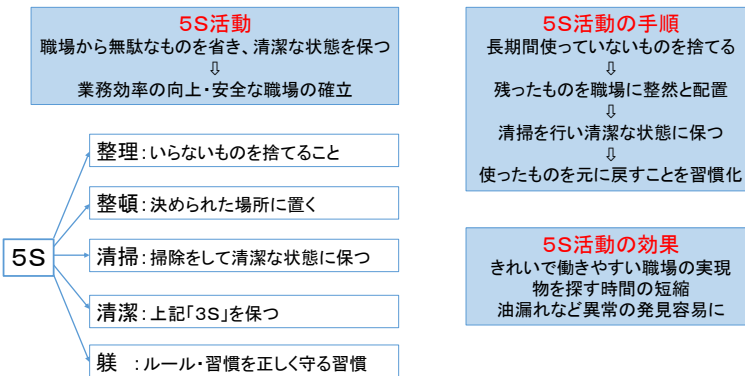
13

### 3.5 緊急事態対応マニュアルの作成と訓練の実施



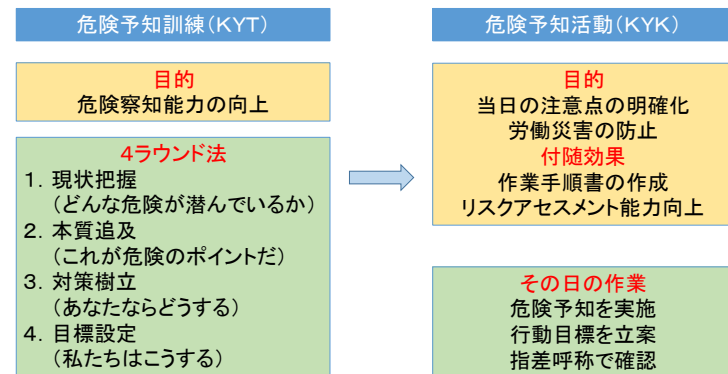
14

### 3.6 5S活動の実施



15

### 3.7 危険予知訓練(KYT)と危険予知(KY)活動



16

#### 4. 経営者の取り組むべきこと

##### phase1

- 業界と自社の現状認識
- 安全に取り組む意思表示(安全大会, 安全祈願, 安全衛生規程作成等)
- 安全衛生に係る外部教育の受講
- 体制整備・要員の確保(委員会設置, 安全・衛生管理者, 安全推進員等)



##### Phase2

- 安全衛生活動の実施 I (朝礼, KY, 5S, ヒヤリハット, パトロール等)
- 自社教育資料の整備(作業標準, 点検表, 非常事態対応マニュアル等)
- 社内教育の実施



##### Phase3

- 安全衛生活動の実施 II (リスクアセスメント, ヒューマンエラー対策等)
- 安全衛生マネジメントシステムの導入

17

#### (参考)労働安全衛生法について

##### 第1条(目的)

この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための**危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進**の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

##### 第3条(事業者等の責務)

事業者は、単にこの法律で定める**労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく**、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(以下略)

##### 第4条

労働者は、労働災害を防止するための**必要な事項を守る**ほか、事業者その他の関係者が実施する**労働災害の防止に関する措置に協力する**ように努めなければならない。

18

##### 第10条(総括安全衛生管理者)

事業者は政令で定める規模の事業場ごとに、(中略)総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は(中略)技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

1. 労働者の危険又は健康障害を**防止するための措置**に関すること。
2. 労働者の安全又は衛生のための**教育の実施**に関すること。
3. **健康診断の実施**その他健康の保持増進のための措置に関すること。
4. 労働災害の**原因の調査及び再発防止**に対策に関すること。
5. 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

第11条で安全管理者、第12条で衛生管理者、第12条2項で安全衛生推進者について規定。

安全管理者は前5項目のうち安全に係わる技術的事項の管理、衛生管理者は同じく衛生に係る技術的事項の管理、安全衛生推進者は通達により安全衛生業務について権限と責任を有する者の指揮を受けて当該業務を担当するとされている。

19

##### 第14条(作業主任者)

事業者は、高圧室内作業その他の**労働災害を防止するための管理を必要とする作業**で、政令に定めるものについては、都道府県労働局長の**免許を受けた者**又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う**技能講習を修了した者**のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、**作業主任者を選任し**、その者に当該作業に従事する**労働者の指揮**その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

	産業廃棄物処理業における作業主任者の選任が必要な業務
1	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業
2	動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行うプレス機械の作業
3	ボイラー(小型ボイラーを除く)の取扱いの業務
4	次に掲げる設備によるものの過熱乾燥の作業 ア)乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1立方メートル以上のもの イ)乾燥設備のうち、アの危険物等以外の物に係わる設備で、熱源として燃料を使用するもの(最大消費量が一定量以上のものに限る)または、熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が一定以上のものに限る)
5	高さが2メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等の荷を除く)の集団をいう)のはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)
6	第1種圧力容器の取扱いの作業
7	特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のために取り扱う作業を除く)
8	酸素欠乏危険場所における作業
9	有機溶剤を製造し、又は、取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業
10	石綿等を取り扱う作業(試験研究のために取り扱う作業を除く。)又は、石綿等を試験研究のために製造する作業

20

第19条(安全衛生委員会)

事業者は、第17条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

2 安全衛生委員会の委員は次の者をもって構成する。ただし、第1号の者である委員は、一人とする。

- 一. 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- 二. 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- 三. 産業医のうちから事業者が指名した者
- 四. 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- 五. 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができる。

安全衛生委員会の構成について(第17条3項4項)

安全衛生委員会の議長は、第1号の委員がなるものとする。

事業者は、第1号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。(以下略)

21

安全委員会の審議事項

- 一. 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること
- 二. 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係わるものに関すること
- 三. 前2号に掲げるもののほか、労働者の危険防止に関する重要事項

衛生委員会の審議事項

- 一. 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- 二. 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- 三. 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること
- 四. 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

安全衛生委員会を設置する必要のある事業場  
常時50人以上の労働者を使用する事業場

22

第28条の2(事業者の行うべき調査等)

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、**建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。**(以下略)

リスクアセスメントの実施について規定された項目。法律上はリスクアセスメントという言葉はどこにもでてこない。また、「努めなければならない。」という文言は努力義務とされ罰則はない。

第45条(定期自主検査)

事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

23

第59条(安全衛生教育)

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その**従事する業務に関する安全又は衛生のための教育**を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、**危険又は有害な業務**で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、**当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育**を行わなければならない。

	雇入れ時に行うべき教育
1	機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
2	安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
3	作業手順に関すること
4	作業開始時の点検に関すること
5	当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
6	整理、整頓及び清潔の保持に関すること
7	事故時等における応急措置及び回避に関すること
8	その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

24

特別教育が必要とされる主な業務

1	研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務
2	動力プレスの金型、シャワーの刃部又はプレス機械もしくはシャワーの安全装置もしくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
4	最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転の業務
5	最大荷重が1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務
6	機体重量が3トン未満の車両系建設機械の業務
7	小型ボイラーの取扱いの業務
8	つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務
9	つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転の業務
10	つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーンの玉掛の業務
11	酸素欠乏危険場所における作業に係わる業務
12	廃棄物焼却施設においてはいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務
13	廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
14	焼却炉、集じん機等の設備の解体の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務
15	有機溶剤取扱い業務
16	石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業

25

第60条

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、**新たに職務に就くことになった職長**その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、**安全又は衛生のための教育**を行わなければならない。

- 一． 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二． 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三． 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

第60条の2

事業者は前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、**危険又は有害な業務に現に就いている者**に対し、その**従事する業務に関する安全又は衛生のための教育**を行うように努めなければならない。

26